

蟹江町新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請に関する誓約書

私（法人・団体）は、蟹江町新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金（以下「休業協力金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- 1、申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は休業協力金の申請を取り下げます。また、休業協力金の交付を受けた後に発覚した場合は休業協力金を返還します。
- 2、本休業協力金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。
- 3、休業の対象となる愛知県内の全ての店舗において休業しました。
- 4、愛知県・蟹江町新型コロナウイルス感染症対策協力金（50万円）及び蟹江町新型コロナウイルス感染症対策協力金（25万円）を受給しません。（併給不可）
- 5、複合商業施設にテナントとして入居している施設等の運営者、管理者からの休業要請により、休業を余儀なくされた中小事業者に対して蟹江町以外の市町村から交付される協力金の交付対象者ではありません。
- 6、愛知県内に届出された理容所・美容所の開設者情報を確認し、申請内容に虚偽がないか確認することに同意します。
- 7、休業協力事業者として、施設の種類、店舗名称及び店舗所在地を蟹江町のホームページに掲載される場合は、それについて同意します。
- 8、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- 9、町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- 10、本休業協力金は、蟹江町以外の市町村には申請していません。

令和2年 月 日

申請者住所

申請者氏名

（法人にあつては名称

及び代表者職・氏名）

印